

第15回(平成24年度第2回)磐田市都市計画審議会 議事録

1.開催日時 平成25年 2月21日(木) 10:30~11:45

2.開催場所 磐田市役所 西庁舎3階 302・303会議室

3.出席者

(1)審査会委員:三枝幸文委員、江間豊壽委員、石井義徳委員、加納 章委員、
鈴木五芳委員、土屋 仁委員、杉本憲司委員、加藤文重委員、
鈴木啓文委員、稲垣あや子委員、河島直明委員、山田安邦委員、
川島安一委員、村上勇夫委員、田村進治委員
(委員18名中15名出席)

(2)事務局:栗倉建設部長、
永井都市計画課長、匂坂係長、青木副主任、鈴木副主任

(3)事業担当課:芥川産業政策担当参与、真壁産業政策室長、鳥居主任

4.議事録署名人:鈴木五芳委員

5.諮問事項

第1号議案 磐田都市計画区域区分の変更(静岡県決定)

第2号議案 磐田都市計画用途地域の変更(磐田市決定)

第3号議案 磐田都市計画地区計画の決定 下野部地区計画(磐田市決定)

6.報告事項

(1)都市計画道路の見直しについて

1 開会

建設部長 皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、磐田市都市計画審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。日頃は、当市の都市計画行政の推進にご理解ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。本日司会を務めさせていただきます、建設部長の栗倉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日、机上に配布いたしましたA4 1枚の「次第」と「出席者名簿」、A4ホチキス留めの「参考資料」、A3サイズの「都市計画道路の見直しについて」の資料が2種類、それから、先日郵送させていただきました「議案資料1」、「議案資料2」以上の6種類です。不足等ありませんでしょうか。

それでは、第15回、平成24年度第2回磐田市都市計画審議会を開催いたします。お手元の次第に従いまして、進めてまいります。はじめに、本日の欠席者についてご報告申し上げます。自治会連合会副会長の松山捷利委員、鈴木新一委員が欠席されております。元いわた女性会議委員の磯部美津子委員が遅れておりますが、進めていきたいと思っております。

2 副市長あいさつ

建設部長 次第の2、副市長よりごあいさつを申し上げます。

鈴木副市長 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。2月15日に、静岡県の内陸フロンティア構想が、特区として認められました。新東名を中心として、内陸部の魅力ある開発と言われておりますが、本市としては、沿岸部における土地利用についても、強く申請をしていきたいと考えています。沿岸部の防災状況につきましては、大変厳しいものでありますが、鋭意努力していきたいと思っております。それから、昨年から進めております、スマートICの協議会を重ねてきました。当初、1月に申請の予定でしたが、県内の5市町が申請するということで遅れており、3月の申請、4月の連結許可に向けて、鋭意努力しております。

本日提案する下野部地区ですが、新東名の北側に位置していて、アクセスも良く、丘陵地で地盤も安定していることから、企業誘致において、大変好立地であると自負しております。将来を見据え、大変重要な案件でありますので、各方面から慎重なご審議をいただくようよろしくお願い申し上げます。以上、あいさつとさせていただきます。

3 会長あいさつ

建設部長 次第の3、会長よりごあいさつをお願いいたします。

三枝会長 皆様、こんにちは。都市計画審議会の会長を務めさせていただきます静岡産業大学の三枝でございます。よろしくお願いたします。当審議会は、市長より提出された市の都市計画案件について審議を行う諮問機関です。また、市民の生活を直接左右するような計画の決定に関わっております。そうした審議会の会長ということで、非常に重い責任を感じているところですが、皆様方の温かいご支援とご協力により、会の円滑な運営を図り、市民の付託に応えてまいりたいと存じますので、何卒ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

建設部長 ありがとうございます。ここで、副市長は公務のため、退席させていただきます。

(鈴木(裕)副市長退席)

建設部長 それでは、議事の進行を会長にお願いいたします。

4 諮問事項

三枝会長 はじめに、審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本会議が有効に成立していることを、ここでご報告申し上げます。

次に、審議会運営要領第9条第1項の規定によりまして、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は、鈴木五芳委員にお願いいたします

(鈴木五芳委員返事)

三枝会長 さて、本日、ご審議いただく案件ですが、第1号議案「磐田都市計画区域区分の変更」、第2号議案「磐田都市計画用途地域の変更」、第3号議案「磐田都市計画地区計画の決定 下野部地区計画」の3件でございます。この案件は、審議会条例第2条第1項の規定により、「市長の諮問に応じ審議する」ものであり、「市が定める都市計画に関すること」にあたります。なお、本日は、議案の説明のため、関係職員の出席を求めていますので、ご了承ください。

それでは、議案審議に入ります。第1号議案から第3号議案は、関連がございますので、一括して審議させていただきます。それでは、事務局より説明を受けたいと思います。では、都市計画課長よりお願いいたします。

事務局 都市計画課長の永井でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今、議長から説明がありましたように、第1号議案から第3号議案の3議案につきましては、同一地域の案件であり関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

それでは、議案資料1、議案書の1ページ「磐田都市計画区域区分の変更」をご覧ください。第1号議案は、下野部工業団地予定地の約48.9haを市街化区域に編入する議案になります。この区域区分の変更は、静岡県が決定する案件であり、磐田市の都市計画審議会の承認のあと、県の都市計画審議会にも掛けられ、国の同意を得たうえで、静岡県により決定されるものです。なお、今回の3議案の都市計画の決定時期、これは告示の時期になりますが、平成25年5月頃を予定しています。

「1.市街化区域及び市街化調整区域の区分」につきましては、位置を確認していただくため、議案資料2、議案附図の1ページをご覧ください。計画書附図になります。赤色で囲った部分が、変更後の市全域の市街化区域を示しています。一番北が今回の変更箇所になります。2ページをご覧ください。位置図になります。赤色で囲った部分が、今回、市街化区域に編入する区域になります。豊岡支所の東、約1kmの新平山工業団地の北側に位置しています。3ページをご覧ください。拡大図になります。赤色で囲った部分が、編入する区域になります。黄色の斜線の部分が、既に市街化区域となっている区域です。今回の編入区域は、下野部工業団地の予定地になりますので、その概要について、簡単に説明させていただきます。参考資料の1ページをご覧ください。下野部工業団地の土地利用計画図になります。水色で塗られた部分が、工業施設用地約28haになります。黄緑色で塗られた部分が、環境保全

用地約14haになります。緑色で塗られた部分が、公園緑地用地約1.5haになります。青色で塗られた部分が、調整池水路用地になります。この下野部工業団地は、平成26年度より、民間による開発事業によって、工業団地の整備が進められる予定で、平成27年度末には、造成工事が完了する予定となっています。なお、現況ですが、養鶏場の跡地の外、ほとんどが山林という状況でございます。

議案資料1、議案書の1ページにお戻りください。1ページ目の「2.人口フレーム」、2ページ目の「計画書の新旧対照表」については、当地域が工業系の開発となるため、人口フレームの変更はございません。3ページをご覧ください。市街化区域に編入する理由になります。4ページをご覧ください。変更理由になります。読み上げます。磐田市下野部地区は、磐田都市計画区域マスタープランにおいて、新平山工業団地の北側に隣接する新たな工業地域として位置づけられている。また、磐田市都市計画マスタープラン、磐田市国土利用計画においても、隣接する既存の新平山工業団地と一体となった工業集積地区として位置付けられている。日本を代表する優良企業が多数立地する磐田市は、静岡県において有数の製造品出荷額を誇る工業都市である。本地区は、平成24年4月に開通した新東名高速道路浜松浜北ICや森掛川ICに加え、東名高速道路磐田ICへの流通アクセスにも優れ、また東日本大震災以降、内陸部への産業用地需要が高まっているなか、当該地は丘陵地であり地盤も安定していることから、災害等にも強く企業誘致を図る上で立地条件に優れている。以上のことから、磐田都市計画区域マスタープランに掲げる目標年次における産業規模を適切に収容しうる範囲内において、民間開発による計画的な工業地の開発が確実と見込まれる土地の区域について、本区域における将来の工業需要に対応する工業用地の一部として位置付けるとともに、既存工業専用地域との一体的な工業地形成により工業の利便増進を図り、上位計画に定める磐田市の新たな産業拠点として、地域間競争への対応や、雇用機会の確保による地域活力の向上等、都市の健全な発展と効率的で秩序ある土地利用を推進するため、本地区を市街化区域に編入するとしています。5ページをご覧ください。変更概要になります。市街化区域の面積を約2,758.9haから約48.9ha追加し、約2,807.8haにするものでございます。

6ページをご覧ください。第2号議案の「磐田都市計画用途地域の変更」の計画書になります。併せて、議案資料2、議案附図の4ページをご覧ください。位置図になります。先程の区域区分の変更と同様の位置になります。5ページをご覧ください。拡大図になります。赤色で囲った部分が、今回、工業専用地域として指定する地域になります。なお、工業専用地域につきましては、工業の利便を増進するため定める地域であり、住宅や店舗等の建築物が用途制限されますが、次の第3号議案につきまして、新たに地区計画を設定し、用途制限以上の制限 上乗せ規制を加えています。6ページにお戻りください。変更箇所は、表の一番下の合計欄の上の工業専用地域ですが、下野部地区の約48.9haを含んだ数字として、約514.4haとなり、容積率は200%、建ぺい率は60%とします。なお、「合計」の数字 2,807.8haが、本市の用途地域全体の面積になります。7ページをご覧ください。建築物の敷地面積の適用除外規定ですが、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の建築物の敷地面積の最低限度の適用除外規定になります。8ページをご覧ください。用途地域を変更する理由になります。9ページをご覧ください。変更理由につきましては、第1号議案と同じく、新たな産業拠点として、地域間競争への対応や、雇用機会の確保による地域活力の向上等、

都市の健全な発展と効率的で秩序ある土地利用を推進するため、工業専用地域に指定するとしています。10ページをご覧ください。変更概要表になります。表の一番下の合計欄の上の工業専用地域の面積について、約465.5haから約48.9ha追加し、約514.4haにするものでございます。

11ページをご覧ください。第3号議案「磐田都市計画 地区計画の決定 野部地区計画」の計画書になります。まず、地区の位置を確認していただくため、議案資料2、議案附図の6ページをご覧ください。位置図になります。先程の用途地域の変更と同様の位置になります。7ページをご覧ください。拡大図になります。赤色で囲った部分が、今回、地区計画を決定する区域になります。水色で塗られた部分が、「A 工業地地区」になります。オレンジ色で塗られた部分、区域の左下になりますが、「B 沿道工業地地区」になります。黄緑色で塗られた部分が、「C 環境保全地区」になります。

議案資料1、議案書の11ページにお戻りください。下野部地区計画の計画書になります。表の上から4段目、地区計画の目標です。読み上げます。本地区は、磐田市北部の下野部地区内に位置し、良好な自然環境に恵まれ、新東名高速道路や東名高速道路への流通アクセスにも優れる地区である。また、磐田市総合計画の都市将来像である「交流と活力のあるまちづくり」を推進するため、磐田市都市計画マスタープランでは隣接する新平山工業団地と一体となった工業集積地区に位置付けられている。このため、良好な工業地の配置と、緑の創出、保全を行うことにより、周辺の自然環境と調和した質の高い市街地の形成、維持を図ることを地区計画の目標とするとしています。次にその下の欄の、区域の整備、開発及び保全に関する方針のうち、「土地利用の方針」ですが、周辺の自然環境と調和した質の高い工業地を形成し、健全な市街地の誘導を図るため、当該地区を以下の から に掲げる3地区に区分し、それぞれ土地利用の方針を定めるとしています。次に、「地区施設の整備の方針」ですが、本地区の地区施設は、民間開発事業により整備し、道路、緑地、調整池について、それぞれ方針を定めています。次に、「建築物等の整備の方針」ですが、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限についての方針を定めています。また、周辺環境と調和した緑あふれる良好な環境を創出するため、敷地内の緑化について努めることとしています。次に、「地区整備計画」の「地区施設の配置及び規模」ですが、道路については、1号道路として、標準幅員9.0m延長約2,300mを定めています。緑地については、1号緑地 約0.4ha、2号緑地 約1.0ha、3号緑地 約0.1haを定めています。その他の公共空地については、1号調整池 約0.8ha、2号調整池 約1.3haを定めています。

12ページをご覧ください。「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」ですが、地区計画の目標や方針を達成するため、地区ごとの具体的な規制について示しています。「建築物等の用途の制限」についてですが、「A 工業地地区」、「B 沿道工業地地区」、「C 環境保全地区」に区分し、工業専用地域の用途制限に加え、「土地利用の方針」に沿った制限を定めています。具体的な制限については、参考資料の2ページをご覧ください。建築物の用途制限表になります。×で示して部分のが、工業専用地域として制限されている用途になります。グレーで塗りつぶしてある部分が、地区計画で制限している用途になります。工業地地区については、工業地としての純化を図り、工業専用地域として生産環境の高い土地利用を図る地区である

ため、工場や倉庫、事務所等以外の建築物について制限をしています。沿道工業地地区については、周辺地域の環境に配慮し、工業地地区の生産活動をサポートする施設の立地、誘導を図る地区であるため、事務所や倉庫等以外の建築物について制限をしています。環境保全地区については、工業地としての土地利用を抑制し、地区外との緩衝帯として積極的な緑化の保全、推進を図る地区であるため、一部を除き、ほとんどの建築物について制限をしています。

議案資料1、議案書の12ページにお戻りください。表の下から3段目の建築物の敷地面積の最低制限については、敷地が細分化され、不良な街区が形成されることを防止するため、定めています。表の下から2段目の「建築物の壁面の位置の制限」については、全地区共通で、道路境界線及び隣地境界線から2m以上後退させなければならないとしています。建築物の形態又は意匠の制限については、建築物の外壁、屋根等の色彩、看板、広告物の制限をしています。13ページをご覧ください。地区計画を決定する理由になります。14ページをご覧ください。決定理由につきましては、読み上げます。本地区における土地利用及び建築整備方針の策定と、適正な地区施設の配置による計画的で合理的な市街化を誘導し、良好な工業地の配置と、緑の創出、保全による周辺の自然環境と調和した質の高い市街地の形成、維持を実現するため、下野部地区計画を決定するとしています。以上、第1号議案から第3号議案の説明といたします。

なお、1月15日から1月29日までの2週間、議案資料の内容について、縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。ご審議の程よろしく願いいたします。

三枝会長 ありがとうございます。これより、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺いたいと思います。何か質問があればお願いします。

委員 何点か伺います。まず、排水の問題です。すべて、一雲斎川に放流するというところでよいのか。次に、水の問題です。工業用水がどうなっているのかということと、生活用水がどのようになるのか。3つめに、民間開発ということですが、行政（市）の付帯工事がどの程度発生するのか。発生するのであれば負担額はどのくらいになるのか、伺います。

事務局 具体的な質問になりますので、担当の産業政策室から回答いたします。

産業政策室 まず、排水については、すべて、一雲斎川に放流いたします。2つめの、生活用水については、市の上水道を使用することになっています。それから、工業用水については、寺谷浄水場から引っ張ってくることは使用水量を考えると、大変厳しい状況にあります。地下水については、適正化区域になっていますので、それを汲み上げることは可能であると考えています。3つめの、市の付帯工事についてですが、道路の築造、取り付け道路の改良等は、民間が負担することになります。今後要望していきませんが、信号機の設置等には市の負担もあります。

委員 改めて伺います。まず、養鶏場がありますが、そのこの管の移設についても、民間が負担するという認識でよいのか。そこに入っている上水道の工事が発生するという認識でよいのか。次に、工業用水について、使用水量によっては、将来的に、寺谷から引っ張ってくる可能性もあるのか、確認します。それから、企業誘致にあたって、行政がどの程度関与（指導）できるのか、伺います。

産業政策室 水道については、基本的に事業者の負担になります。工業用水については、県の企業局と協議していく中で、企業の利用水量が多く見込めるようであれば、県企業局も工事費を負担することを視野に入れていきます。この辺は、利用水量によって決まってきます。企業誘致については、企業者の方と協定書を結んでいます。双方が協力して、企業誘致活動をしていきたいと考えています。

委員 確認いたします。行政側が特段負担することはないという認識でよろしいですか。

産業政策室 開発エリアの中については、開発行為として開発者が負担することになっています。

委員 緑地について現状は山林であるが、そのままになるのか。ある程度手をいれるのか、伺います。

産業政策室 企業が用地を取得した場合、経費を抑えるという面で、そのままになることもあります。企業もイメージがありますので、手を入れてきれいにすることもあります。

委員 工業用地と緑地の割合について、土地利用の基準に適合しているという認識でよろしいですか。

産業政策室 工場立地法によると、25%の緑地が必要になりますが、企業からすると、一番平場にしやすいところなどのせめぎあい、この緑地を確保しています。

委員 人口フレームが全く増えないということになっていますが、果たしてそうですか。東側にある家田地区の人口は増えないのでしょうか。

事務局 今回は、工業地の線引き拡大になりますので、人口は加味しておりません。住宅地の線引き拡大であれば、居住人口が増えますので、そういった数字になります。

事務局 家田地区は、合併前に区画整理事業に着手し、地区計画を決定した地区ですが、組合も解散し、全て完売しておりますので、今後人口は増えることはないという認識しています。

委員 当然、働く方がいますので、人口が全く増えないということはおかしいのではないのでしょうか。

事務局 工業地の線引き拡大では、居住人口の計算をしていません。これが、都市計画の考え方ですので、ご理解ください。

委員 173,900人の人口も変わらないのですか。

事務局 工場の誘致によって、周辺の居住環境も当然変わってきます。上位計画の位置づけの中で、住宅地も検討していきたいと考えています。

委員 この場所だけではないと思います。市として、将来計画はどのように考えていますか。

事務局 都市計画マスタープランにおいては、他に工業地の位置づけもございいます。熟度が達したら、検討していきたいと考えています。

委員 市内において、かつて開発計画があったが凍結している場所もあるかと思えます。今回の計画によって、地元が心配することがないのか伺います。

事務局 都市計画の手続きにのっとってやっておりますので、問題はないという認識しています。

委員 今回の計画にあたって、当局では、全体の中でどのような議論をしているのか伺います。

事務局 総合計画や都市計画マスタープランの見直しにあたっては、その時の社会情勢も勘案し、今後も様々な面から検討を進めていきます。

委員 今後、整備が進めば、下流域の水質環境や周辺道路の状況について、心配になりますので、質問いたしました。

委員 地域の方への情報の開示についてはどうか、縦覧の意見はなしということですが、地域のコンセンサスはどのようになっているのか、伺います。

事務局 具体的な質問になりますので、担当の産業政策室から回答いたします。

産業政策室 隣接した3つの自治会、自治会連合会の役員に説明会を行っており、排水や周辺の環境について、質問があり、その場で回答してきました。縦覧は、より広いエリアになっていますので、意見としてなかったものと考えます。個々の質問については、担当課へ直接問い合わせさせていただくことで、対応しています。

委員 地域の方からの問題提起はなかったということでよいのか、確認します。

事務局 はい。そのとおりです。

三枝会長 その他にあれば、お願いします。

ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。続いて意見を伺いたいと思います。何か意見があればお願いします。

三枝会長 ないようですので、打ち切ります。

それでは、第1号議案から第3号議案について、審議会条例第6条第3項により、お諮りいたします。本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声あり)

三枝会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、第1号議案から第3号議案は、原案のとおり承認されました。審議結果につきましては、早速、市長に答申することといたします。

5 報告事項

三枝会長 続いて、報告事項に入ります。それでは、都市計画道路の見直しについて、事務局より説明を受けたいと思います。では、都市計画課長お願いいたします。

事務局 今回の報告案件の都市計画道路の見直しについては、今後、都市計画道路の廃止、変更を行ううえで、重要な方針案となります。都市計画に関連することから、今回ご報告させていただくことになりました。今後は、この都市計画道路の見直し案にそって、都市計画道路の変更や廃止の際は、改めて、議案として審議していただくこととなりますので、その際は、よろしく申し上げます。なお、市議会議員の皆様におかれましては、議員懇談会と同じ内容になり、重複することになりますが、よろしく申し上げます。

それでは、資料1をご覧ください。まず、「1.都市計画道路の見直しの目的」について経過を含め説明させていただきます。都市計画道路は、機能的な都市活動を支えるために必要な道路として定められ、その多くが高度成長期の市街地拡大や自動車交通の増大を前提に計画されていますが、人口減少や少子高齢化の急速な進行等の社会情勢の大幅な変化に伴い、都市計画道路の必要性も変化していると考えられます。このため、県では、既に決定されている都市計画道路についての必要性を再検証するため、その基本的な考え方と手順を示した

「静岡県都市計画道路の必要性再検証ガイドライン」を平成19年度に策定しました。これを受け、本市としても、平成21年度から、県のガイドラインを基に評価基準マニュアルを作成し、それにそって、既に決定されている都市計画道路の必要性について再検証を行いました。

次に、「2. 磐田市の都市計画道路について」ですが、本市の都市計画道路は、自動車専用道路1路線、幹線街路71路線、区画街路2路線、特殊街路2路線の、合計で76路線 延長170.75kmが都市計画決定されています。この表にあるとおり、本市についても、30年以上前に都市計画決定された路線が多くあり、その4割以上が未整備の状況となっています。

次に、「3. 都市計画道路見直し手順について」ですが、評価基準マニュアルにそって、検証を行っていますので、簡単に説明させていただきます。まず、「マニュアルの 整備状況の確認・区間分け」についてですが、市内のすべての都市計画道路76路線を対象として、整備状況の確認を行っています。その結果、整備済み及び整備中を除いた45路線96区間を再検証対象路線としています。これらの45路線96区間について、「都市計画決定当時の必要性・役割等の確認」、「上位関連計画からの必要性の確認」、「細部機能の必要性の確認」、「配置・規模等の確認」のそれぞれの項目について検証を行いました。次に「の都市計画道路網での検証」を行い、の検証結果に基づいて、新たな都市計画道路網を構築し、それが道路ネットワークとして問題ないか。また、将来の交通量を推計し、道路を廃止したことによる影響についての検証を行いました。これらの検証結果によって、都市計画道路見直し路線の原案として、見直し候補路線及び、現状維持路線を抽出しました。

ここからは、検証結果について説明させていただきます。右側の「4. 都市計画道路見直しによる検証結果」をご覧ください。の検証結果の表に全体の路線数、延長を記載しております。再検証対象区間の45路線96区間の内、カラー、色つきとなっている部分が結果となります。見やすいようにしたものが、右側の円グラフです。現状維持については、30路線50区間、約32.2kmです。変更区間については、4路線9区間、約9.2km、廃止区間については、17路線37区間、約22.3kmとなっており、率としますと、再検証対象路線の内、14.6%が変更路線、35.0%が廃止路線となっています。

ここからは、資料2に具体的な路線の位置が図示してありますので、資料1の4.の 見直し候補路線（変更路線）と同じく4.の 見直し候補路線（廃止路線）の表とあわせてご覧ください。資料2の図面は、検証結果に基づいて、路線を色分けしています。図面の青色で示してある路線が、「現状維持区間」になります。資料1の4.の の検証結果の薄い青になります。図面の緑色で示してある路線が、「変更区間」になります。資料1の の薄い緑色の表に記載してある路線になります。図面の赤色で示してある路線が、「廃止区間」になります。資料1では の赤い表に記載している路線となります。図面のグレーで示してある路線が、見直し対象外の都市計画道路になります。

それでは、変更路線4路線9区間、緑色の路線について説明します。の見付岡田線 区間2の2,229mについては、現道の市道に振り替える変更になります。の向岡東小島線 区間1の566mについては、仿そう川を横断する部分を市道南田福田幹線、南端から堤防に出て仿そう川水門がある道路に迂回する変更になります。の磐南海岸線 区間3と4の3,927mと、の福田西幹線 区間1～5の2,600mについては、車線数が4車線から2車線への変更になります。続いて、赤色の廃止路線の17路線37区間について説明いたします。

の中川通線、 の見付天神線、 の東部台地線、 の福田中央通線、 の小立野豊田線、 の天王山線、 の豊浜中野湊線の7路線については、部分廃止になります。それ以外の10路線については、全線廃止になります。

最後に、資料1にあります「5. 今後の進め方について」をご覧ください。今後、パブリックコメントを実施し、原案に対するご意見を広く頂いたうえで、都市計画道路見直し路線(案)を決定していきたいと考えています。その後、地元説明会を開催し、理解の得られた路線から、磐田市都市計画審議会の審査など都市計画法に基づく手続きを行い、都市計画道路の変更・廃止の決定をしていきたいと考えています。

説明は以上でございますが、本日配布しました資料が、サイズの関係もあり、大変見づらく、また、限られた時間ですので、わかりにくい部分もあったかと思えます。今回は、都市計画道路の見直しということで、報告とさせていただきますが、この見直し案に基づいて、都市計画道路の廃止や変更を行う場合は、改めて個々の路線について、ご審議いただきますので、よろしくお願いします。

三枝会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か質問があれば、お願いします。

委員 福田地区において、廃止や見直しが大変多いのですが、もともと、都市計画道路が多かったのか、その見直しの基準はどういったものなのか、伺います。

事務局 先ほど、見直しマニュアルについて、説明をさせていただきましたが、様々な観点から洗い出しをし、こういった結果になりました。

委員 これまで、地元には説明しているのか、伺います。

事務局 地元には入っていません。今後、パブリックコメントを実施し、案が固まった段階で、実施していきたいと考えています。

委員 現在、地元は全く知らないという認識でよろしいですか。

事務局 はい。そのとおりです。

委員 冒頭、副市長さんから、スマートICの連結許可が来月というお話がありましたが、それが反映されているのか、伺います。

事務局 新平山線については、現状維持路線という結果になりました。今後、スマートICの協議が進む中で、対応していきたいと考えています。

委員 いつ頃、地元に入られるのか、今後のタイムスケジュールについて、伺います。

事務局 非常に広範囲に渡っておりますので、時間的には長くかかると認識しています。福田地区につきましては、被害想定との関係がありますので、動向を見ながらやっていきます。地区単位にわけて、やっていきたいと考えています。

委員 おおよそ来年度ということですか。

事務局 市の中心部からやっていきたいと考えていますが、2~3年はかかるのではと思っています。

委員 廃止路線について、これからやっていくところであるのか、どういう状態なのか、伺います。

事務局 今回は、長い間、都市計画決定されたままになっているところなどを見直ししていくものです。廃止路線は、検証した結果、廃止すべきと考えているものです。

三枝会長 その他にあれば、お願いします。
ないようですので、これにて打ち切ります。以上で、本日の審議は全て終了します。それでは、事務局お願いします。

6 閉会

建設部長 三枝会長ありがとうございました。都市計画道路の見直しにつきましては、本日いただいたご意見を踏まえて、今後の業務を進めていきます。以上をもちまして、第15回磐田市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。